令和4年3月25日制定

(趣旨)

第1 この基本方針は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正)の趣旨をふまえ、神田外語大学(以下、「本学」という。)における本学以外の機関等から交付される研究のための資金、および文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「研究資金等」という。)について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行なうために必要な事項を定めるものとする。

(機関内の責任体系の明確化)

第2 本学における研究資金等を適正に運営・管理するために、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」および「コンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者が不正防止対策に関して責任を持ち、積極的に推進するとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

(適正な運営・管理の基盤となる環境の整備)

- 第3 研究資金等の不正な使用が行なわれる可能性が常にあるという前提のもとで、不正を 誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 研究資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に対して、本学の不正対策に関 する方針やルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況 および理解度を把握するとともに、関係する規程等を遵守する旨の誓約書の提出 を求める。
- (2) ルールの明確化・統一化 研究資金等の使用および事務手続に関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、研究資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に周知を図る。
- (3) 職務権限の明確化 研究資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について明確に定め、職務権 限に応じた明確な決裁手続を定める。
- (4) 告発等の取扱、調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化 研究資金等の不正使用に関する告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程を 整備し、その運用の透明化に努める。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第4 研究資金等の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第5 研究資金等の適正な運営・管理活動を図るため、不正防止計画をふまえた適切な予算 執行を行なう。また、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問 題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理 する。

(情報発信・共有化の推進)

第6 本学における研究資金等の不正防止に向けた取組に関する方針等を、外部に公表する。また、研究資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

(モニタリングの在り方)

第7 研究資金等の適正な管理のため、実効性のあるモニタリングおよび監査制度を整備 し、実施する。また、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重 点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の 充実・強化を図る。